

財団法人日本ハンドボール協会 日本代表チームの海外派遣等の規程

(目 的)

第1条 この規程は、日本代表チーム（含む Under チーム）が、海外で国際試合・強化合宿等を実施する場合、その選手団の構成と安全管理について定める。

(対象遠征)

第2条 日本代表チーム（含む Under チーム）が出場するオリンピック・世界選手権・アジア競技大会・アジア選手権大会・国際試合等。

(構 成)

第3条 選手団の構成は、次の各号を原則とする。

(1) 役員——7名

	日本代表チーム	Under チーム
団 長	1名	1名
監 督	1名	1名
コーチ	1名	1名
総務（コーチ）	1名	コーチが兼任する
分 析	1名	コーチが兼任する
ドクター	1名	1名
トレーナー	1名	1名
合 計	7名	5名

(2) 選手——16名

(3) 増員・減員する場合は、その理由を明確にして、強化委員会の承認後、常務理事会で決定する。

(安全管理)

第4条 日本代表チームが海外に遠征中にアクシデントなどが発生した場合、その判断と処置は日本ハンドボール協会に一任する。事前に承諾書を作成し、所属長と本人及び本人が未成年の場合は法定代理人（保護者）が承諾するものとする。

付則

1 この規程は、平成16年12月18日より施行する。